

岩手大学評価室規則

平成19年2月20日 制定
令和2年9月24日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第7条の2の規定に基づき、岩手大学評価室（以下「評価室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 評価室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 認証評価に係る自己評価書作成に関すること。
- 二 中期目標原案及び中期計画案の作成に関すること。
- 三 中期目標・中期計画に基づく年度計画案及び各事業年度に係る業務の実績報告書作成に関すること。
- 四 中期目標期間の業務実績報告書作成に関すること。
- 五 その他自己点検評価及び外部評価に関すること。

(組織)

第3条 評価室は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 室長
- 二 専任教員
- 三 兼務教員
- 四 学務部長、研究・地域連携部長、法人運営部長及び法人運営部次長
- 五 その他学長が必要と認めた者

(室長)

第4条 室長は、評価室全般の業務及び運営を統括する。

- 2 室長は、評価を担当する理事又は副学長をもって充てる。
- 3 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名する室員が、その職務を代理する。

(専任教員)

第5条 専任教員は、評価室の業務を処理する。

(兼務教員)

第6条 兼務教員は、専任教員と協力し、評価室の業務を処理する。

- 2 兼務教員は、各学部、各研究科及び教育研究施設等（以下「学部等」という。）の専任教員のうちから、当該教員の所属する学部等の長の同意を得て、室長が推薦し、学長が任命する。
- 3 兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務職員)

第7条 第3条第4号の室員は、専任教員及び兼務教員と協力し、評価室の業務を処理する。

(庶務)

第8条 評価室の庶務は、戦略企画・評価分析室において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、評価室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年1月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。